

## 議員定数調査特別委員会最終報告

平成18年3月2日

常陸太田市議会議長 生田 目 久 夫 殿

常陸太田市議会議員定数調査特別委員会  
委員長 萩 谷 俊 昭

### 常陸太田市議会議員定数調査特別委員会最終報告書

本特別委員会に付託されておりました「常陸太田市議会の議員の定数について」の審査の経過及び結果についてご報告いたします。

平成11年7月に成立した地方分権一括法において、地方自治法が改正され、議会議員の定数を条例で定めることとなり、平成15年1月1日から施行され、現在の「常陸太田市議会議員の定数を定める条例」は、定数22人となっております。

こうした中、当市は、平成16年12月1日の合併により、人口は約62,000人となり、議員数は合併特例法の在任特例により現員66人であります。議会の議員の定数は、地方自治法上、人口5万以上10万未満の市の場合、30人を超えない範囲内で定めることとなっており、平成19年4月30日の任期満了を控え、議員定数調査特別委員会を設置し慎重に検討を重ねてきたところであります。

検討資料としては、「全国市議会議長会の議員定数に関する調査」、「全国同規模市の調査（人口5万から13万人程度まで）」、「県内合併市町の状況調査」等の資料を基に、分析調査を行いました。県内合併市町の調査では、人口、議員定数と削減状況、報酬額、議員1人当たりの人口、財政力指数、一般会計予算などについても参考にいたしました。この中で、特別委員会で検討中あるいは検討する予定のある市が本市を含め3市、合併協議会の中で議員定数を協議済である市が10市となっている状況であります。

12月14日の第4回特別委員会の中で、法定数上限30人については削減する方向で一致しましたが、何名削減するかについては意見が分かれ、12月20日の定例会本会議の中間報告書においては、現在の常陸太田市議会の議員の定数22人を、24人から28人の間で調整するとの報告を行ったところであります。

2月21日の第5回特別委員会の審議では、定数28人とする委員からは、「旧常陸太田市の人口が4万人で定数22人、合併して旧町村の人口が2万人増えた中では、地域性等を考慮すると相応である」との意見が出されました。

また、定数を26人とする委員からは、「次期改選後の議会では、24人とすることも考慮しなければならないが、急激な議員数の減少は、合併後間もない中で市民の声の反映、地方分権への対応、行政チェック機能の低下が懸念される」などの意見が出されました。

さらに、定数を24人とする委員からは、「長引く経済不況のもと、民間に限らず市執行部も、国の三位一体の改革の中で行財政改革に積極的に取り組み、官民とも痛みを伴った対応をしている状況も踏まえ、議会としても、民意の反映に支障を来さない範囲での削減はやむを得ない」などの意見が出されました。

このような議論の末、市執行部の行財政改革への真剣な取り組みや合併の趣旨を基本としながらも、本市の抱える地勢等を考慮し、これまでに述べた各種状況を総合的に検討した結果、民意が十分に反映できる議員数は必要であるとの意見で一致し、市民の理解は得られるものとの判断から、調査・検討を終了し、採決して決定すべきものと判断いたしました。

委員会での採決は、全会一致を基本に各委員の協力をお願いしていたことから、委員会採決の結果、全会一致で定数を26人とする事とし、次の一般選挙から適用すべきであるとの結論に達した次第であります。

今後は、3月10日の特別委員会で「常陸太田市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」の手續の確認を行い、3月24日の最終日に、議員提案し、本特別委員会を終了すべきものであると決したところであります。

最後に、今回の調査内容は議員定数に限ったものでありましたが、今後のさらなる議会改革を目指すためにも、最も重要なことは日々の研鑽・資質の向上であり、これは、現職議員である我々のみならず、将来にわたり議員に課せられた使命であります。

我々の活動には、行政の監視にとどまらず、積極的な政策提言や地方分権への対応が求められ、議会の果たすべき役割が従来にも増して拡大してきている状況にあります。そういう中で、議員自らが資質の向上を図るとともに、民意の反映に最大限努力し、その結果として、議員並びに議会に対する市民の期待が高まり、信頼される議会となるよう努めなければなりません。

なお、審議の過程で出されましたように、今回26人とした議員定数についても、次期改選後の議会においては、さらなる削減も検討せざるを得ない状況にあることを視野に入れ、より一層の自己研鑽と、議会の活性化を図る必要があることを付記し、議員定数調査特別委員会の最終報告といたします。